

## 紹介

### 國寶北山抄紙背草假名消息

出雲路通治郎編

三條公尊家所藏の國寶北山抄一巻は著者四條公任の自筆本として最も貴重な史料である事は、いふまでもないが、殊に其の紙背に二十餘通の紙背文書を有し、是亦稀觀の資料たるべきは論を俟たない所である。一昨年十月京都梨木神社鎮座五十年祭に際し京都恩賜博物館に於いて三條實萬公實美公の記念展觀が催されたが、其時、幸に公尊家より此の北山抄を出陳せられ、紙背文書の一端をも示され、觀者の目を眩らしめたものであつた。所が、從來、此の卷子本の影印として世に示されたものは古文書時代鑑續編に公任自筆の部分の一部收めたのと、紙背文書の一通を大日本史料に載せたのにすぎなかつたので、出雲路氏の努力によつて公尊家の允許を得て北山抄稿本の一部と特徴ある文書二通とを、原寸大に影印公刊されたものが、本書である。

北山抄自筆本の紙背文書は二十五通を算し、別當宣、解文、請文、注進及び消息などで、すべて公任に緣由あるものらしい。其の中年月日を明かにするものは十九通で長徳三年十一月二十五日から長保六年二月十六日に至るから、王朝文化の熟爛期のものと

して、實に類例鮮き逸品であらねばならぬ。

本書に收められたのは二通の假名文消息と別當殿宛「草名」の消息と紙背第二十三號文書（長保元年三月二十九日別當宣）及び第二十二號文書（三月二十八日備後權守理明請文）とであるが、殊に最初の草假名消息二通は、草假名の發達極度に達した頃のもので、各字の捺綴の工合、一行を連ねて書き下した所、何れも筆勢暢達の妙境に坐し、遊絲連綿の體を具備完成したものである上に、年代の明かなる假名消息として最古のものであつて、上代様草假名研究の盛んなる今時に、本書が世に現はれたのも、決して偶然ではない。

加ふるに明解親切なる出雲路氏の解説はまた大に示教せらるゝ所が多い。（卷子本、桐箱入。京都寺町姉小路鳩居堂發賣。定價、不詳。）（中村）

### 國寶七大寺巡禮私記

萩野仲三郎編

本朝新修往生傳に其の歿年を仁平元年十月十五日と記さるゝ大江親通は、當時の信仰界を風靡した舍利信仰の隠れたる權威であり、現世の榮達より後世の安住を求めた篤信者であつた。其の親通が嘉承元年東洛の名所靈像を拜禮して歩いて満足を得ず、足を延ばして南都七大寺巡禮を企て、其後間もなく「七大寺日記」なる見聞記を書いたが、三十年餘の後保延六年再度巡禮の時には、諸寺の堂塔の破損いよく甚大なるものあるを見て、さきの見聞記を増訂した。それが「七大寺巡禮私記」で、東大寺、興福寺、

元興寺、大安寺、西大寺、招提寺、藥師寺、法隆寺を、巡記したまゝに堂塔佛像法具の類から或は寺の縁起及び歴史的事實の記載にまでも筆を及ぼしたものである。但し招提寺は七大寺の中ではないけれども、巡路に當つたから附記した、といふ註記がある。

本書の原本は早くに失はれて今は之を見るに由ないが、幸にも法隆寺には室町時代の古寫本が保存されて居つたので、今それに従つて殆んど其の體裁のまゝを複製し、觸整刊の第四として同學の土に頒布せられ、荻野三七彦君(勲)の筆に成る詳しき解説が附せられてある。本書世に行はるゝ事稀にして其名のみは高く、しかも見るに術なく、たい僅かに佛縁ありて其の原本に接するか、或は史料編纂所の影寫本による外に仕方がなかつたものであるに今や印行公刊されたので、斯界は極めて多大の便宜を得るに至つた。これによりて平安朝末期に於ける南都佛敎界を窺知するに幾多の新知見を求むる事が出来よう。著者親通の見聞非凡にして記載頗る妙趣あり、何れの箇所を繙くも必ず重要な記事の二三に接する事が出来るもので、學術的の價値極めて高いものである。此種稀観にして且つ貴重な文献の複製頒布が如何に學界を裨益するものなるかは、贅言を要しないが、此の事業に多大の資を投ぜられたる匿名氏に、蔭ながら感謝する。(中村)

王朝 皇室史の研究  
時代

竹 島 寛 著

本書は神宮皇學館教授であつた故竹島寛氏の遺稿の中、特に皇

室に關する研究を主體として編纂上粹されたものであつて、初めから一貫した意圖を以て題名の通史を書き下したものと自ら趣を異にしてゐる。その内容上の體制を見ても、氏の過去に發表された論文集の形をとつてゐる爲、皇室に關する部分は諸所に於て重複する個所多く、又正編外編合せて十三編の中、皇室制度に論及されてゐるものは僅かに五編に過ぎない状態であつて、本書題名の必しも常らない事を思はせる。

先づ卷頭に掲げられた「王朝時代皇室史總論」は、形式上本書の代表的論文であつて、天皇の統治の大體より后妃、女官、上皇、皇太后、女院、親王、内親王、諸王、等に關し、各々項を分つて極く概説的に論及してゐるが、その中、親王、諸王に關する部分は、やゝ詳しく、皇親の封祿制及び皇族賜姓の歴史的事件をも取扱つてゐる。併し是等の點に就いては次の「王朝時代に於ける皇親の御員數」及び「王朝時代に於ける皇親の御封祿制度と御經濟状態」に於て再び詳論され、平安朝に於て年官年爵制の發生せねばならなかつた事情を令制より説き起し、親王諸王の實收入を稻より換算して、その經濟状態に説き及してゐるのであるが、只その論旨が、國庫と親王諸王員數の多數なる事情との關係から年給制や皇族賜姓との關係に向ひつゝも、猶究極に於ては經濟史上の問題として取扱はれず、且政治の歴史的推移との關係も十分反省せられてゐない點は、讀者をしてやゝ寂寥を覺えしめる。——又、「王朝時代の皇親と文藝」は極く輕い小論であり、次の「皇族御制度史概要」の中、前編明治維新以前の部分は、その一部、皇親と養子猶子、皇親所屬の職員、宮家、宮門跡と比丘尼御所、等を